

紫 郊 体 育 会 会 則

- 第1条 本会は、紫郊体育会と称する。
- 第2条 本会は、会員並びに各運動クラブ相互の情報交換と親睦を図るとともに京都教育大学運動部の後援及び青少年スポーツの振興を目的とする。
- 第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 青少年スポーツの普及のための諸活動
 2. その他本会の目的遂行に必要な事業
- 第4条 本会は、京都教育大学、京都学芸大学、京都師範学校、京都青年師範学校、京都府師範学校、京都府女子師範学校の卒業生で、下記の運動クラブに属したものと及び本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。
- 陸上部（紫郊クラブ）・野球部（紫郊野球クラブ）・ソフトテニス部（紫郊ソフトテニスクラブ）サッカー部（京都教育大学サッカー部OB会）・バスケットボール部（紫稜会）・体操部（紫巧会）バレーボール部（紫峰会）・柔道部（紫郊柔道クラブ）・剣道部（紫郊剣友会）・水泳部（紫泳会）卓球部（紫郊卓球クラブ）・ラグビー部（紫郊ラグビークラブ）・空手道部（紫空会）・表現運動部（紫郊ダンスクラブ）・漕艇部・ハンドボール部（京都教員クラブ）・少林寺拳法部・弓道部・山岳部・スキー部・ワンダーフォーゲル部・硬式庭球部・バドミントン部（紫翔部）
- 第5条 本会は、地方に支部を設けることができる。
- 第6条 本会には、顧問、相談役等を置くことができる。
- 第7条 本会には、次の役職を置くことができる。任期は2年とし再選を妨げない。
- 会長1名、副会長1名、庶務若干名、会計2名、監事2名、理事若干名、評議員若干名、支部長若干名
- 第8条
1. 会長、副会長、庶務、会計、監事の役員は理事会において会員中より選出する。
 2. 理事は各クラブより各1名を選出する。必要により理事会の議を経て会長委嘱の理事を置くことができる。
 3. 評議員は各運動クラブより原則として4名を選出する。
 4. 支部長はその支部において会員中より選出する。
- 第9条
1. 会長は本会を代表し会務を統轄する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。
 3. 本部の役員は必要により会務の企画調整にあたる。
 4. 理事は理事会を組織し、会務の執行を掌りその円滑な運営を図る。
 5. 評議員は評議員会を組織し、予算の議決、決算の承認等重要な事項を議決する。
 6. 支部長は該当支部を統轄し、本会との連絡を図る。
 7. 監事は本会の事業並びに会計を監査する。
- 第10条 本会の事業を推進するため、必要に応じて実行委員会を組織する。
- 第11条 本会の経費は、各部が拠出する年間3000円の分担金と事業の収益金、寄付金その他の収入をもってあてる。
- 第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- 第13条 会則の変更は評議員会において決定する。
- 付則
- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 昭和28年 6月 7日 会則制定 | 4. 昭和61年 9月 5日 一部改正 |
| 2. 昭和42年 6月 6日 一部改正 | 5. 平成 4年 2月13日 一部改正 |
| 3. 昭和58年11月24日 一部改正 | 6. 平成 6年 3月10日 一部改正 |
| 7. 平成28年 3月26日 一部改正 | |